

再生資源の適正な活用に関する要綱第4第2号の別に定める基準（事業者を構成員とする団体が定める再生資源の適正な活用に係る指針について再生資源の適正な活用が行われると知事が確認するための基準）

再生資源の適正な活用に関する要綱第4第2号の別に定める基準は、次のとおりとする。
平成20年4月25日

愛知県知事

1 再生品等の性状の管理

再生品等は、生活環境保全上の支障が生じないものであることとし、事業者において再生品等を適合させようとしている規格等がある場合は、その規格等を選定し再生品等を管理するものとする。

また、再生品等の性状について、定期的に以下の分析検査及び試験検査を行い、適正に管理するものとする。

(1) 生活環境保全上の安全性管理

ア 生活環境保全上の環境安全性に係る性状は、再生品等については、原則として、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準」という。）への適合が確認されていること。ただし、再生品等の用途が工作物の埋め戻し材料、路盤材料その他地面に接して又は地中において利用される物である場合は、土壌環境基準及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第2項の基準（以下「土壌汚染含有量基準」という。）への適合が確認されていること。

なお、再生品等の用途が海洋で使用される物とする場合は、これらに代えて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）の基準（以下「水底土砂判定基準」という。）への適合が確認されていること。

液体状の再生品等にあつては、これらに代えて、原則として、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の許容限度（以下「排水基準」という。）への適合が確認されていること。

土壌環境基準、土壌汚染含有量基準及び排水基準の項目は、原則として、カドミウム、六価クロム、総水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素及びほう素とする。ただし、これら以外の基準の項目及びダイオキシン類について溶出又は含有の懸念がある場合は、当該基準の項目について当該基準への適合が確認されていること。

なお、土壌環境基準（溶出量）に対しては、土木・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺と区別して用いられる場合は、利用有姿（JIS K0058-1）によるものとする。

イ 次に該当する場合等は、上記アの限りではない。

- ・ 原材料となる再生資源が、通常、有害性を有するとは見込まれない性状のもの

のみである場合

- ・ 再生資源が、引渡しの後、有用金属、有機溶剤等として再生され利用されるものである場合
- ・ 再生品等が、引渡しの後、焼成、焼結、溶融等の処理がされ利用されるものである場合
- ・ 再生品等が、需要家に対する引渡しの後、物理的、化学的固定等の処理がされ製品化されるものである場合であって、需要家に購入の意思がある場合
- ・ 再生品等が、引渡しの後、排水処理の用途に利用されるものである場合であって、引き続き環境法令に従い適正に処理される場合

また、再生品等の用途が燃料である場合には、燃料規格等のほか大気汚染防止関係法令によるものとし、上記アの限りではない。

(2) 規格等に係る性状の管理

再生品等を規格等に適合させようとしている場合は、その規格等を選定し再生品等を試験検査し管理すること。

(3) 分析検査等と記録保存

再生品等の性状に係る分析検査及び試験検査を行う場合は、原則として1年に1回以上行うこととし、その結果については5年間保存すること。

ただし、再生品等が工作物の埋め戻し材料、路盤材料その他地面に接して又は地中において利用される物とする場合、原材料とする再生資源の性状又は排出元の変更等再生品等の性状に変動が生じる可能性がある場合等には、分析検査及び試験検査は、より適切に性状を把握できる頻度で行うこと。

(4) 保管

再生品等について、製造や出荷に応じて性状が保たれるよう適切に保管すること。

2 販売実績の記録保存

原材料である再生資源の発生又は排出元別の数量、再生品等の販売先並びに当該販売先ごとの販売数量、販売価格及び運搬に係る経費を、当該再生品等の種類別の用途ごとに記録し、5年間保存すること。

3 履行状況の確認

- (1) 事業者を構成員とする団体（以下「業界団体」という。）において、上記1の履行状況を確認する制度が導入されていること。
- (2) 業界団体において、上記1に関し、業界団体と県との連絡会議を通じ又はその他の方法により、県の求めに応じて、業界団体に加入する事業者（以下「加入事業者」という。）が製造し販売する再生品等に係る施設の確認若しくは必要な記録の調査又は再生品等の提供等の対応が図られる体制が整えられていること。
- (3) 加入事業者において、県の求めに応じて、上記2により保存する記録の調査に協力する体制が整えられていること。